

山梨県公報

第千九百七十一号

平成二十一年

八月十日

月 曜 日

目次

公 告

公共測量の実施……………四五三

公安委員会

落札者等の決定について……………四五三

その他

土地収用法第四十六条の規定による審理の実施……………四五三

公 告

● 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十一年七月三十日付けで昭和町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十一年八月十日

山梨県知事

横 内 正 明

- 一 作業種類 数値図化 地図情報レベル二五〇〇
- 二 作業期間 平成二十一年七月三十日から平成二十二年一月二十九日まで
- 三 作業地域 中巨摩郡昭和町

公安委員会

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十一年八月十日

山梨県警察本部長

西 郷 正 実

- 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

指紋情報管理システム 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県警察本部刑事部鑑識課 山梨県笛吹市石和町窪中島三百十二番地の四

三 落札者を決定した日

平成二十一年七月十七日

四 落札者の氏名及び住所

NECキヤピタルソリューション株式会社 東京都立川市曙町二丁目十七番三号

五 落札金額

二億五千四百八十七万四千元

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成二十一年六月一日

そ の 他

山梨県収用委員会告示第一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条の規定による審理を次のとおり行う。

平成二十一年八月十日

山 梨 県 収 用 委 員 会

- 一 収用事件名 県道都留インター線改築工事(都留インターチェンジ・ランプ新設工事)及びこれに伴う既設ランプ付替工事
- 二 審理の期日 平成二十一年八月二十五日
- 三 審理の場所 甲府市丸の内一丁目十九番十六号 ホテル談露館

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番